



平成30年1月に利率が、 2.72%から**1.32%**へ引き下げられました!

公立共済の貸付けの概要について、お知らせいたします。
4月に新規採用された方もお申込みができます。臨時に資金が必要になった場合には、利率が下がりさらに利用しやすくなった公立共済の貸付けをご検討ください。

貸付種別、貸付限度額等

貸付種別(用途)	限度額	償還限度回数	利率(※1)
一般(車・家電購入費用、旅行費用など)	200万円	毎月120回 ボーナス20回	年利 1.32%
住宅(住宅の購入・リフォーム費用など)	1,800万円(※2)	毎月360回 ボーナス60回	
教育(入学・修学に要する費用、民間教育ローンからの借換えなど)	550万円	毎月250回 ボーナス41回	
医療(医療費、不妊治療費用など)	120万円	毎月110回 ボーナス18回	
結婚(組合員・子どもの結婚費用など)	200万円	毎月120回 ボーナス20回	
葬祭(父母等の葬祭に要する費用など)	200万円	毎月120回 ボーナス20回	年利 1.06%
介護構造部分に係る貸付け(介護機能付住宅の購入・バリアフリー・介護リフォーム費用など)	300万円	毎月360回 ボーナス60回	
災害(地震・水害・火災・盗難等に遭ったとき)	200万円	毎月120回 ボーナス20回	年利 0.99%
住宅災害(住宅が水震火災などに遭ったとき)	1,900万円	毎月360回 ボーナス60回	
特別(フルタイム再任用の方)(一般貸付けに準じる)	200万円	最終任期月 までの月数	年利 1.32%

(※1)平成30年10月現在の利率です。公立共済の貸付けは変動利率ですので、今後の金利情勢に伴い利率が変動する場合があります。
(※2)組合員期間や給料月額により、限度額(上限1,800万円)が異なります。限度額算出については、貸付担当までお問い合わせください。

償還例	貸付種別	貸付額	利率	償還方法	償還回数(※1)	1回の償還額	利息返済額(※2)
	一般	90万円	1.32%	毎月のみ	120回	8,010円	61,136円

(※1)退職までの期間に関係なく償還限度回数を設定できます。退職時に未償還元金が残っている場合は退職手当から控除します。
(※2)繰上償還(手数料無料)をすることにより利息負担が軽減されます。かがやき夏号(2018年 No.549)に詳細を掲載しております。

貸付けスケジュール

下半期の受付日程

回	貸付申込受付期間	貸付決定日	貸付日
7	9月11日(火)～ 10月10日(水)	11月5日(月)	11月12日(月)
8	10月11日(木)～ 11月9日(金)	12月3日(月)	12月10日(月)
9	11月12日(月)～ 12月10日(月)	1月4日(金)	1月10日(木)
10	12月11日(火)～ 1月10日(木)	2月4日(月)	2月12日(火)
11	1月11日(金)～ 2月8日(金)	3月4日(月)	3月11日(月)
12	2月12日(火)～ 3月8日(金)	4月3日(水)	4月10日(水)

申込みの流れ

- 1 申込書類を公立学校共済組合東京支部ホームページよりダウンロード
 - 2 必要書類を記入し、所属事務担当者へ提出
 - 3 所属所長公印・給与取扱者印を押印後、書類を東京支部へ送付(※1)
- 【毎月10日(土日祝の場合は、その前日)必着(※2)】
- 4 東京支部から貸付決定通知を申込書提出締切日の翌月(貸付月)の3日ごろに所属所へ交換便などで送付
 - 5 東京支部から貸付月の10日(土日祝の場合は、その翌日)に組合員指定口座(ゆうちょ口座を除く。)へ送金
 - 6 申込書提出締切日の翌々月(貸付月の翌月)の給与・ボーナスから控除開始

(※1)住宅、住宅災害、介護構造部分に係る貸付けは、事前に電話予約の上、持参してください。
(※2)書類不備の場合は、貸付審査ができませんので、締切までに余裕をもって書類を送付してください。

Q & A

Q1 子どもの大学授業料の後期分を9月25日(火)に支払いました。支払後でも貸付けは受けられますか? また、前期分は4月に支払っていますが、こちらも貸付けの対象となりますか?

A1 支払後に貸付けを申し込む場合は、支払日から1か月以内に申し込む必要があります。具体的には領収書の日付が前回の貸付申込受付期間の初日から今回の貸付申込受付期間の締切日であることが必要です。11月9日(金)締め切りの貸付け(貸付申込受付期間:10月11日(木)～11月9日(金))を申し込む場合は、9月11日(火)～11月9日(金)までの日付の領収書が必要となります。そのため、後期分の授業料に係る教育貸付けを申し込むことは可能です。しかし、前期分の授業料は4月に支払っていますので、後期分と合わせて申し込むことはできません。

Q2 車を購入するため一般貸付けを申し込むことを検討しています。車の代金は250万円ですが、必要としている資金は90万円です。この場合、添付書類の提出は必要ですか?

A2 一般貸付けを申し込む際の添付書類は、申込額が100万円以上の場合にのみ必要となります。そのため、車の代金が100万円以上であっても、申込額が90万円であれば添付書類は不要です。

Q3 自宅が古くなったのでリフォームを検討しています。現在家族に要介護者はいませんが、将来に備えてバリアフリー化などの工事を行う場合、介護構造部分に係る貸付けの対象となりますか?

A3 介護構造部分に係る貸付けは申込み時に要介護者の有無は問いませんので、老後を見据えた快適な住まいづくりにも対応が可能です。介護構造の例としては、洗面所・浴室・トイレの場合、出入口段差の解消・手すりの設置・介助可能な広さの確保・洗い場と高低差の少ない浴槽・滑りにくい床仕上げ等が対象となります。申込書の添付書類として、①工事請負契約書の写し ②介護構造工事部分の見積書の写し ③平面図の写し ④建物登記事項証明書 ⑤在宅介護対応住宅の新築等に係る申立書をご用意ください。

Information

住宅貸付け、住宅災害貸付け、介護構造部分に係る貸付け、教育貸付けを受けている方へ

● 団信制度への中途加入募集のお知らせ ◀ 年に一度の加入の機会です!

- 申込受付期間:平成30年10月1日(月)から平成30年11月30日(金)まで
- 申込方法:「団信制度適用申込書」をご記入の上、東京支部へ提出してください。

※中途加入ができるのは年に一度ですので、未加入の方はこの機会にぜひ加入をご検討ください。
※「債務返済支援保険」のみの中途加入はできません。
※「団信制度適用申込書」は、貸付担当に請求してください。

住宅借入金等特別控除を受けている方へ

● 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書を発行します

- 発行時期:平成29年以前に貸付けを受けた方 → 平成30年11月上旬(年末調整用)
平成30年に貸付けを受けた方 → 平成31年1月中旬(確定申告用)

※証明書は各所属所宛てに送付します。
※完了報告書を提出されていないと証明書の発行はできません。
※特別控除の詳細については、居住地を所管する税務署にお尋ねください。

